入札説明書

沖縄県自動車税事務所「沖縄県自動車税事務所空調設備更新工事」に係る入札公告（以下、「当該入札公告」という。）に基づく一般競争入札（以下、「入札」という。）については、関係法令、沖縄県財務規則及び当該入札公告に定めるものの他は、この入札説明書による。

１　入札に付する事項

当該入札公告に示すとおり

２　契約条項を示す期間及び方法

当該入札公告に示すとおり

３　入札説明書及び仕様書等の交付

当該入札公告に示すとおり

４　質問票の提出について

当該入札公告に示すとおり

５　入札に参加する者に必要な資格

当該入札公告に示すとおり

６　一般競争入札参加資格申請書等の提出

当該入札公告に示すとおり

７　入札執行

⑴　日時　令和８年 12 月 16 日　午前 11 時 00 分

⑵　場所　沖縄県自動車税事務所２階　大会議室

⑶　入札執行人及び立会人　沖縄県自動車税事務所職員

⑷　入札参加者は入札に先立ち、一般競争入札参加資格審査決定通知書の写しを提出すること。

⑸　入札は、入札書（様式第６号）を入札箱に直接投函するものとする。郵便及び電報等による入札は認めない。

⑹　代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第７号）を提出すること。

⑺　開札は、入札者を立ち会わせて行う。

⑻　すべての入札者の入札において、予定価格の制限の範囲内の金額の入札がない場合は、直ちに、再度の入札を執行する。なお、入札回数は２回（１回目の入札を含む）までとする。ただし、入札説明書 10 に該当する入札（入札の無効）をした者については、再度の入札への参加を認めない。

９　入札書の提出方法

⑴　入札者には、本件業務に係る一切の金額を記載すること。
⑵　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を、算用数字を用いて入札書に記載すること。金額の前には￥マークを入れること。
⑶　入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
⑷　入札書は中が透けない封筒に入れて密封し、入札箱に投函すること。
⑸　入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
⑹　再度入札の場合においては、入札書の右上に「再入札」と記載すること。

10　入札の無効

次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者のした入札
⑵　同一人物が同一事項について２通以上の入札
⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
⑷　入札書の表記金額を訂正した入札
⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
⑹　入札条件に違反した入札
⑺　連合その他不正の行為があった入札
⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
⑼　入札参加資格確認申請において、虚偽の申請を行った者のした入札
⑽　入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
⑾　委任状を持参しない代理人が行った入札

11　落札者の決定方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価格の入札した者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

⑶　落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は２回（１回目の入札を含む）までとする。

⑷　再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

12　契約締結の期限

落札者は、落札決定の日から起算して７日以内に契約を結ぶこと。

13　契約保証金について

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

⑴　契約を締結しようとする者が、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

⑵　過去２箇年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県もしくは沖縄県以外の地方公共団体との間で、本件入札に係る内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を証明する書類を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと県が認めるとき。

14　入札・契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名　称：沖縄県自動車税事務所　課税班

住　所：〒901-2134　沖縄県浦添市字港川 500-10

連絡先：098-879-1627

15　その他留意事項

⑴　入札参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

⑵　法人にあっては、押印は代表者印で行うこと。

⑶　本件入札の過程で提出された全ての書類において、事実と異なる記録がある場合は、入札参加資格の取消、その者の入札の無効、落札の取消、契約の解除を行う場合がある。
⑷　提出された書類等について、不明な点がある場合は、個別に連絡を取る場合がある。